

短期入所療養介護 利用者負担説明書

当施設の利用者負担につきましては、以下をご参照ください。

(1) 基本料金 (1 割負担の金額です。2 割または 3 割負担の対象となっている方は、それに応じた金額となります。)

短期入所療養介護費 (介護保険制度では、要介護認定による要介護の程度によって利用料が異なります。以下は 1 日あたりの自己負担分です。)

◆多床室	・要介護 1	8 7 3 円	◆従来型個室	・要介護 1	7 9 4 円
	・要介護 2	9 4 7 円		・要介護 2	8 6 5 円
	・要介護 3	1, 0 0 9 円		・要介護 3	9 2 7 円
	・要介護 4	1, 0 6 5 円		・要介護 4	9 8 3 円
	・要介護 5	1, 1 2 0 円		・要介護 5	1, 0 3 8 円

(2) 加算料金 (1 割負担の金額です。2 割または 3 割負担の対象となっている方は、それに応じた金額となります。)

- ・在宅復帰・在宅療養支援機能加算として 1 日あたり 4 6 円が加算されます。
- ・サービス提供体制強化加算 (介護職員の総数のうち介護福祉士が 6 0 % 以上) として 1 日あたり 1 8 円加算されます。
- ・夜勤職員配置加算として 1 日あたり 2 4 円が加算されます。
- ・個別にリハビリテーションを行った場合は、個別リハビリテーション実施加算として 1 日につき 2 4 0 円が加算されます。
- ・単位ごとに固定した職員を配置した認知症専門棟に入所の場合は 7 6 円が加算されます。
- ・若年性認知症利用者に対して短期入所療養介護を行った場合、若年性認知症利用者受入加算として 1 日あたり 1 2 0 円が加算されます。
- ・入所及び退所の際、当施設で送迎を行なった場合は、片道につき 1 8 4 円が加算されます。通常の送迎の実施地域は、地図上で半径 6 k m の範囲とします。なお、通常の送迎範囲を超える場合、5 k m 毎、片道につき 1, 0 0 0 円が加算されます。
- ・医師の指示せんに基づく療養食を提供した場合は、1 食あたり 8 円が加算されます。
- ・要介護 4 又は要介護 5 であり、経管栄養や褥瘡の治療などの重度療養が行われる場合、重度療養管理加算として 1 日あたり 1 2 0 円が加算されます。
- ・(1) と (2) の中で対象となるものの合計金額に 3. 9 % を乗じた金額が、介護職員処遇改善加算として加算されます。

(3) その他の料金

①食費（1日あたり）…………… 1,700円

②滞在費〔療養室の利用費〕（1日あたり）

◆多床室 …………… 1,000円

◆従来型個室 …………… 1,690円

※介護保険負担限度額認定証をお持ちの方は、食事及び滞在費の料金が1日あたり次の通りとなります。

	第1段階		第2段階		第3段階	
	食費	滞在費	食費	滞在費	食費	滞在費
多床室	300円	0円	390円	370円	650円	370円
従来型個室	300円	490円	390円	490円	650円	1,310円

③特別な室料（1日あたり）

◆個室……………403号室 1,500円

◆2人部屋 …………… 300円

405号室 2,000円

④日用品費：次のA又はBセットを選択していただきます。

Aセット【バスタオル・フェイスタオル・リンスインシャンプー・ボディソープ（ビオレU又はミノン等）・ボディミルク・食事用おしぼり・歯磨き粉・ポリデント・入れ歯安定剤等】（1日あたり）…………… 200円

Bセット【Aセット+箱ティッシュ・歯ブラシ・シェービングローション・サニーナ（おしりの薬用洗剤）等】…………… 300円

⑤教養娯楽費：音楽・手工芸・書道・園芸等を用いた趣味活動費（1日あたり）…………… 300円

※参加又は不参加を選択していただきます。

⑥喫茶に係る費用（1日あたり）…………… 300円

⑦理美容代 …………… 1,500円

⑧おやつ代（1回／1週）…………… 100円

⑨電気代（1点につき1日あたり）…… 50円

(4) 地域区分による料金の上乗せについて

この度平成27年度介護報酬改定において、「津市」が地域区分（※）の6級地の適用地域と設定されたため、介護保健施設サービス費と各種加算料金を合計した金額に2.7%を乗じた金額が上乗せされます（「(3) その他料金」の費用は上乗せの対象になりません）。

※国家公務員の地域手当に準じ、地域割りの区分を8区分にし、適応地域や上乗せ割合について見直されたものです。

(5) 支払い方法

・毎月10日までに、前月分の請求書を発行しますので、その月の月末までにお支払いください。お支払いいただきますと領収書を発行いたします。

・お支払いは現金または預金口座振替（手続きに2カ月ほどかかります）の方法があります。

・月々の介護サービスの1割負担の合計金額が一定額を超えた場合は、高額介護サービス費の適用が受けられます。